

# 相続診断士会 規約

作成日:2019年7月10日

改正日:2022年9月1日

## 第1章 総則

(目的)

第1条 相続診断士会は、『日本から相続争いを無くし笑顔相続を広める』という相続診断協会の崇高な目的に賛同し、その目的達成のために志の高い相続診断士が集い、情報交換や勉強会などにより自己研鑽を行う事を目的とする。

(設立)

第2条 相続診断士会の設立にあたっては、発起人10名以上が署名した相続診断士会発足申込書を一般社団法人相続診断協会へ提出し、承認を受けなければならない。

## 第2章 組織

(参加資格)

第3条 参加者は相続診断士または上級相続診断士とする。

(役員)

第4条 相続診断士会には役員として、会長1名、副会長、事務局等を置くものとし、一般社団法人相続診断協会に役員名簿を提出する。

役員は、相続診断士の中から自薦・他薦に基づいて互選により選任され、運営につき意思決定権を持つ。

会長は原則として士業ではない相続診断士とするが、一般社団法人相続診断協会及び全国相続診断士会が特別に認めたときは例外とする。

役員の任期は原則として1年間とするが、更新することもできる。

役員は無報酬のボランティアにて会務を行う。

(役員の解任)

第5条 相続診断士1名以上から役員として相応しくないとの申し出があった者については、一般社団法人相続診断協会及び全国相続診断士会が調査した上で、その役員を解任することができる。

## 第3章 活動

(活動)

第6条 相続診断士会は第1条の目的達成のための活動を行う。

ただし、営利行為、一般顧客向けの相談会(無料か有料かを問わず)、その他、第1条の理念に照らして相応しくない活動はすることができない。

(参加費)

第7条 相続診断士会は、参加者から実費相当の参加費を徴収し、運営費に充てることができる。

(活動報告)

第8条 一般社団法人相続診断協会または全国相続診断士会から要請があった場合には活動報告及び会計報告書を提出する(会計期間は1月1日～12月31日を1年とする。)。

(解散)

第9条 参加者数が常時10人未満になり、活動継続が困難な場合には解散することができる。

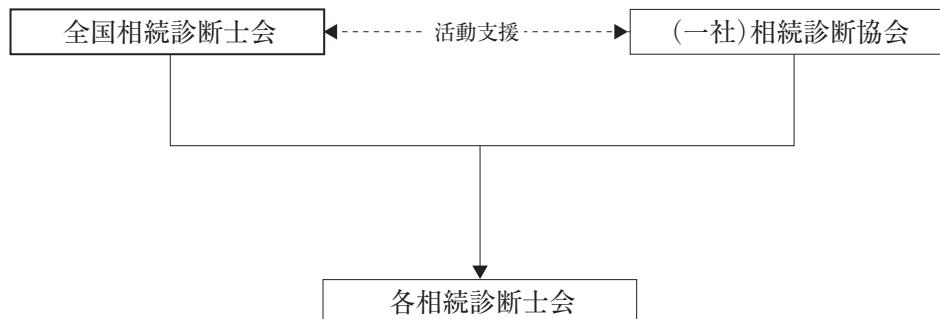
その場合には、一般社団法人相続診断協会及び全国相続診断士会の意見を聴いた上で、会長が一般社団法人相続診断協会へ解散を報告する。

この規約の施行管理業務を一般社団法人相続診断協会が全国相続診断士会へ委託する場合がある。この規約の施行について必要な細則は、一般社団法人相続診断協会及び全国相続診断士会が協議の上、定める。改変についても同様とする。

この規約施行日は2022年7月1日とする(第3条を改定)。

## 備考

組織図



# 相続診断士会の活動細則

## 1.相続診断士会の講師

講師は原則、相続診断士から選び1年を通して会の出席率の高い相続診断士からの選任が望ましい。ただし会の参加人数が少ない等、出席率で選ぶことが難しい場合はこの限りではない。(相続診断士資格者以外が講師をする場合は事前に一般社団法人相続診断協会または全国相続診断士会の承認を得るものとする)

## 2.講師の報酬目安

講師報酬は原則、宿泊を伴わないものは交通費実費及び5,000円を目安とし、宿泊を伴う場合は交通費実費及び宿泊費20,000円を目安とする。尚、コピー代等の費用が掛かった場合は実費を支払う。

## 3.定例勉強会の告知及び参加者の募集

毎週月曜日の午後3時までに相続診断協会事務局へ内容を伝えると水曜の午後12時に相続診断協会からメールで全国の相続診断士に配信される。

## 4.参加者へ物品販売

相続診断士会で物品等の販売は行わない。(相続診断協会の公式グッズを除く)

## 5.参加者へ別のセミナー告知

相続診断士会とは関係のないセミナー告知は行わない。

## 6.定例勉強会への参加について

相続診断士であればどの相続診断士会にでも参加することができる。

但し、相続診断士の資格を有さないものの見学は3回までとする。(受験申込者は相続診断士と同条件で参加できるものとする。)

## 7.活動内容

相続診断士会で一般の参加者向けの活動及びそれに準ずる行為は行わない。

## 8.その他

8-1 定例勉強会で相続診断士への営業活動及びそれに準ずる行為は行わない。

8-2 公序良俗に反する行為は行わない。

# 相続診断士会 発足申込書

相続診断士会 規約を理解した上で、一般社団法人相続診断協会および全国相続診断士会へ相続診断士会の発足を申し込みます。

申込日 年 月 日

会名 相続診断士会

発起人代表者 署名

印

認定番号

連絡先

発起人名簿

印

発起人名簿

印

認定番号

備考

# 相続診断士会 役員名簿

相続診断士会の役員名簿を一般社団法人相続診断協会および全国相続診断士会へ提出いたします。

申請日 年 月 日

会長 署名

印

認定番号

連絡先

副会長

印

副会長

印

認定番号

認定番号

事務局

印

事務局

印

認定番号

認定番号

備考